

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「存在意義」、「経営姿勢」、「行動規範」から成る企業理念を定めており、航空機製造で培われた技術を基にした製造事業とJR青梅線「昭島駅」北口に広がる社有地の開発による不動産賃貸・サービス事業を事業の両輪として、株主、投資家、従業員、顧客、地域社会、取引先など様々なステークホルダーの信頼に応えるべく、企業価値の向上と持続的な発展のため、経営の効率性、透明性を確保しコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

< 当社企業理念 >

1 存在意義

我々は、蓄積された技術と保有する土地を活用して、豊かな社会・生活文化の創造に貢献します。

2 経営姿勢

我々は、絶えず変化する“社会やお客様”のニーズに対応して、環境にやさしい製品・サービスを提供します。

3 行動規範

- ・我々は、絶えず自己を磨き、能力を最大限に高めます。
- ・我々は、当事者意識と責任感を持って行動します。
- ・我々は、常に改革意識を持って行動します。
- ・我々は、チームワークを大切にします。
- ・我々は、ルールを守って行動します。
- ・我々は、プロフェッショナルとしての責任を持って行動します。
- ・我々は、変化に対応して柔軟かつスピーディーに行動します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2 - 4. 株主総会における権利行使】

現在、当社株主における海外投資家の比率は相対的に低いものの、株主の利便性向上のため2016年度から招集通知の英訳を実施いたしました。議決権の電子行使（議決権電子行使プラットフォーム等）につきましては、海外投資家の比率等を考慮しながら導入するか否かを検討してまいります。

【原則1 - 4. 政策保有株式】

・政策保有に関する方針

地域社会との関係維持、取引先との関係強化等を考慮し、中長期的な視点で当社の企業価値を向上させる株式を保有する方針としており、取締役会において、経済合理性等の観点から保有の適否を検討しています。

保有について妥当性が認められない場合は売却を図ります。

・議決権行使の基準

短期的な株主利益のみを追求するのではなく、中長期的な視点で投資先企業の持続的成長や株主還元向上につながるか否か等を考慮して議決権を行使いたします。

【補充原則4 - 2 - 1. 取締役会の役割・責務(2)】

当社経営陣の報酬につきましては、業績、役位及び職責等をもとに決定しております。

中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬につきましては、現時点で導入しておりませんが、検討課題としております。

【補充原則4 - 10 - 1. 任意の仕組みの活用】

当社は監査役会設置会社であり、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していません。現在、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の委員会等は設置していませんが、経営陣幹部選任、取締役候補の指名・報酬の決定等につきましては、独立社外取締役の適切な助言を得て決定しており、取締役会の機能の独立性・客観性、説明責任は果たされていると考えております。

【原則4 - 11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

現在の取締役会は、人格、識見、能力、経験等のバランスを総合的に検討して選任された、社外取締役2名を含む取締役10名で構成されておりますが、全員日本人の男性であります。取締役会の多様性の必要性は認識しており、今後の課題といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

昭和飛行機グループ行動規範において公正な取引の実施を定めております。

取締役の利益相反取引につきましては、取締役会において決議することにしております。

(株)三井E&Sホールディングスは議決権比率65.6%を占める大株主ですが、この行動規範に則り他の一般取引と同様に経営会議で決議等所定の手続きにより決裁することにしております。なお、同社との取引は僅少であります。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金を導入しておりませんので、本原則につきましては適用がございません。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

1 当社の経営理念は、本報告書「I - 1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。また、経営戦略、経営計画につきましては、当社HP「経営情報」に掲載しております「経営計画」をご覧ください(<http://www.showa-aircraft.co.jp/ir/management/>)。

上記経営理念等に基づき、当社は、バランスのとれた業容拡大と利益率の向上による持続的成長の実現により企業価値の向上を図り、安定的な株主還元を実施してまいります。

セグメント別には以下のとおり実施することで、持続的な成長を図ってまいります。

- (1) 輸送用機器関連事業においては、製品ラインアップ拡充と販路開拓による売上の増大、生産体制と技術力の強化による利益率の向上
- (2) 不動産賃貸事業においては、新規不動産開発による収益拡大と将来の収益基盤の整備
- (3) ホテル・スポーツ・レジャー事業、物販事業においては、「昭和の森」のブランド力向上とお客様のニーズに合致した事業展開による業容拡大

配当につきましては、業績動向等を勘案のうえ、長期的に安定配当を維持することを基本といたします。

2 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「I - 1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

3 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続につきましては、本報告書「II - 1. 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無」に記載のとおりであります。

4 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名につきましては、適材適所の観点から人格、識見、能力、業績等を総合的に検討のうえ取締役会において決議いたします。

経営陣幹部がその機能を十分に発揮していないと認められた場合は、取締役会にて解任の決議をいたします。

取締役・監査役候補の指名については社外取締役・社外監査役も出席する取締役会において十分な審議の上決定しております。

5 取締役・監査役の選任理由等につきましては、当社HP「株式情報—株主総会」に掲載しております「株主総会招集ご通知」をご覧ください(<http://www.showa-aircraft.co.jp/ir/stock/meeting/>)。

その他の選解任等につきましては、適宜適切に開示いたします。

【補充原則4 - 1 - 1. 取締役会の役割・責務(1)】

当社は、取締役会規程により設備投資や契約などの業務項目ごとに、取締役会決議が必要な項目を規定しており、それ以外につきましては、迅速な意思決定を行うため、業務項目ごとに、一定金額未満の規模の案件について、常勤取締役、その他関係部門長及び常勤監査役による経営会議等に決定を委ねています。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立性の要件につきましては、会社法に規定する社外要件並びに東京証券取引所及び日本取締役協会の独立性に関する要件によっております。独立社外取締役候補者につきましては、これらに加えて、当社の事業特性を理解し、適切な助言をできる人物を選定しております。

【補充原則4 - 11 - 1. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

上記【原則3 - 1. 情報開示の充実】の4に記載のとおりであります。

【補充原則4 - 11 - 2. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役・監査役の兼任状況につきましては、当社HP「株式情報—株主総会」に掲載しております「株主総会招集ご通知」をご覧ください(<http://www.showa-aircraft.co.jp/ir/stock/meeting/>)。

【補充原則4 - 11 - 3. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は年に1度、取締役会の実効性評価を行うこととしております。

2017年度の取締役会の実効性につきましては、取締役及び監査役全員を対象に実施したアンケートを分析・評価し、取締役会に報告、議論したところ、実効性は十分確保されていることが確認できました。今後も絶えず改善を進め、取締役会の機能の向上に取り組んでまいります。

【補充原則4 - 14 - 2. 取締役・監査役のトレーニング】

当社では社外役員を含む取締役や監査役が、その役割を果たすために必要な法律・財務等の知識を習得するために外部セミナー等研修の機会を提供し、その費用は会社負担としています。また、会社法上の責務、内部統制、コーポレート・ガバナンス等の社内研修会を開催しております。

新任の社外取締役及び社外監査役につきましては、当社の企業概要、事業内容等を理解していただくように説明しております。

監査役につきましては、日本監査役協会が開催する講習会等に参加しております。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、機関投資家等からの面談の申し込みに対し、主にIRを担当する取締役等がミーティングを実施しております。

機関投資家等の求めに応じ、会社概要を説明するほか、適宜質疑応答を行い、その内容及び株主の要望等につきましては取締役会の中で報告されております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三井E&Sホールディングス	16,241,793	48.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井E&Sマシナリー退職給付信託口)	4,186,000	12.46
MSIP CLIENT SECURITIES	1,648,800	4.91

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井E&Sホールディングス退職給付信託口)	945,000	2.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	766,600	2.28
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	703,400	2.09
フォスター電機株式会社	555,000	1.65
株式会社タチエス	535,000	1.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	315,900	0.94
HSBC BANK PLC A/C CLIENTS, NON TREATY 1	280,000	0.83

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	株式会社三井E&Sホールディングス(上場:東京)(コード)7003

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、公正な取引の実施を昭和飛行機グループ行動規範に定めております。(株)三井E&Sホールディングスは、当社議決権の65.6%を保有する親会社であり、適時開示規則に定められた支配株主にあたりますが、(株)三井E&Sホールディングスとの取引に際しても、この規範に則って一般の顧客と同様の水準となるよう留意してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社である(株)三井E&Sホールディングスを中心とする企業グループの一員でありますが、(株)三井E&Sホールディングスとの合意に基づき、上場会社として自主独立的に経営を行っております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
平畑文興	他の会社の出身者								○	○		
直江俊式	弁護士								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平畑文興	○	昭島ガス(株)代表取締役社長	平畑氏は、昭島ガス株式会社の代表取締役社長であり、当社と昭島ガス株式会社は社外役員の相互就任の関係にございます。しかし、当社は昭島ガス株式会社との間に重要な取引関係等はありません。経験豊富な経営者の立場から当社の経営に関し適切なアドバイスを頂くことで、取締役会の監督機能強化につながると考え、社外取締役に選任しております。なお、その他当社との利害関係はございません。昭島ガス株式会社は当社との間に重要な取引関係がなく、同氏は当社経営陣から著しいコントロールを受け得る者または当社経営陣に著しいコントロールを及ぼし得る者に該当せず独立性を有しており、独立役員として指定しております。

直江俊武	○	弁護士(直江法律事務所所属)	直江氏は、直江法律事務所所属の弁護士であり、当社は同事務所と顧問契約を締結しておりますが、取引金額は僅少であります。同氏は、企業法務やコンプライアンス・内部統制等の深い専門的な知識・経験を有しており、公正な立場から経営を監督していただけると判断し、社外取締役に選任しております。なお、その他当社との利害関係はございません。 当社は直江法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、取引金額は僅少であり、同氏は当社経営陣から著しいコントロールを受け得る者または当社経営陣に著しいコントロールを及ぼし得る者に該当せず独立性を有しており、独立役員として指定しております。
------	---	----------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び監査部は、三者の連携を図り効率的に監査を行うため、年に数回、定期的に情報交換会を開催し、それぞれの実施する監査計画について説明し、その推進状況や監査上の留意事項や発見事項について意見交換を行っております。さらに、監査役は、四半期毎に会計監査人が受ける決算説明会への同席や、会計監査人及び監査部の実施する実査・往査への随時立会い、また監査部から半期毎に受ける年次内部監査報告を通じ、重要なリスクの把握に努め必要に応じ意見を述べております。

また、監査役及び会計監査人は、監査部の実施する財務報告に係る内部統制の評価に関し、適宜報告を受け、必要に応じ意見を述べております。

最後に、会計監査人の実施する経営者及び経理責任者とのディスカッションにおいては監査役及び監査部も同席し、経営課題とその進捗状況の説明や会計上の留意事項を共有することにより、重要なリスクの把握に努め必要に応じ意見を述べております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松浦明人	他の会社の出身者													
原田文雄	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松浦明人		三井造船(株)出身	松浦氏は、三井造船株式会社(現 株式会社三井E&Sホールディングス)の出身であります。株式会社三井E&Sホールディングスは実質的に当社の株式21,372千株(議決権比率65.6%)を所有する親会社であり、当社は同社にCMS預貸制度(キャッシュ・マネジメント・システム)に基づき余資資金の預入を行っているほか、施設の一部を賃貸しております。その他重要な取引関係等はありません。松浦氏は公認内部監査人という公的資格を保有しており、三井造船株式会社(現 株式会社三井E&Sホールディングス)監査部長の経験を生かし、2012年の就任以来当社社外監査役としての職務を適切に遂行していただいております。今後も社外監査役としての職責を果たすことが期待できるため、選任しております。また、松浦氏は明治海運株式会社監査役を兼務しておりますが、当社は同社との間に重要な取引関係はございません。
原田文雄	○	(株)タチエス出身	原田氏は、当社の株主である株式会社タチエスの出身であります。当社は株式会社タチエスとの間に重要な取引関係等はありません。株式会社タチエスの役員として経営に關与した経験を生かし、当社監査役会を強化するため選任しております。なお、その他当社との利害関係はございません。 株式会社タチエスは当社との間に重要な取引関係がなく、同氏は当社経営陣から著しいコントロールを受け得る者または当社経営陣に著しいコントロールを及ぼし得る者に該当せず独立性を有しており、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明 更新

中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬につきましては、現時点で導入しておりませんが、検討課題としております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2018年3月期における当社の取締役に対する報酬等の総額は以下のとおりであります。
取締役の報酬等の総額 224,604千円
対象となる取締役の員数 12名
(注)上記には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等につきましては、当社の企業規模、業種並びに各役員の役位、職務内容及び業績等をもとにして、株主総会で決議された限度額の範囲内で取締役会が決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会及び監査役会の開催に際しては、資料等を事前に送付し、会議前に十分な検討時間を確保するよう努めております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
酒巻三郎	相談役	会社業務等への助言	非常勤、報酬有	2015/6/24	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項

- ・相談役の委嘱に関しては取締役会の決議により決定しています。
- ・当該相談役は、当社の経営の意思決定及び業務執行には関与しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役会設置会社であります。監査役は、内部統制による業務の適正化を推進しており、社外取締役による業務執行取締役に対する監督機能強化とともに、社外監査役を含む監査役会及び内部監査部門による統制機能が経営の透明性の確保とチェック機能の強化に資すると考え、現状の体制を採用しております。

取締役会は10名の取締役(社外取締役2名を含む)で構成されております。取締役会は、月1回開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して、経営の基本方針を決定するとともに、業務執行取締役に業務執行状況について3ヵ月に1回報告を行わせ、取締役の職務の執行を監督しております。

監査役会は、3名の監査役(社外監査役2名を含む)で構成されており、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議しております。

さらに、監査役は、各種重要会議への出席や社内監査の実施等、適宜所要の検証を行っており、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。常勤監査役は常勤取締役等から成る経営会議のメンバーに加わることで、いち早く経営情報の収集を行うことができるシステムを取り入れております。経営会議は2017年度において、39回開催されました。

内部監査部門専任者は提出日現在5名であり、監査役及び会計監査人と、情報交換会、会計士監査報告会、実査立会等の定期的な会合を通して相互連携を図っております。

当社の会計監査人は、明治アーク監査法人であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社であり、3名の監査役(うち社外監査役2名)による取締役の職務執行の監査が現状において十分機能しているため、監査役制度が当社のガバナンス体制として適切であると考えております。

加えて、企業経営の透明性と健全性を高めるため社外取締役を選任しており、取締役10名のうち2名が社外取締役であります。これにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能が強化されていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限よりも7日早い2018年6月4日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けて、2018年6月26日に開催いたしました
その他	株主総会招集通知を、発送日より5日早い2018年5月30日に当社ホームページ及び東証TDnetに掲載いたしました。 定時株主総会においては、スライド映像による総会の可視化を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	東証TDnet登録を行った決算短信及びその他の適時開示資料等のIR資料を迅速にホームページ上に公開しております。また、株主総会招集通知・株主通信等もホームページ上に公開しております。さらに、有価証券報告書及び四半期報告書につきましてもホームページ上に公開することで、株主及び投資家の利便性の向上に資しています。	
その他	アナリスト対応を随時行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	昭和飛行機グループ企業行動憲章にその旨を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	昭和飛行機グループ企業行動憲章及び行動規範を定め、グループ全体でCSR推進活動に努めております。また、環境保全活動につきましては、地球温暖化防止を含む環境汚染の予防と環境影響の継続的改善を行うこととする等の環境方針を定め、リサイクル率の向上、廃棄物の削減、構内の緑地保全等の環境保全活動に努め、これらの成果につきましては、CSRレポートにとりまとめ、ホームページ上に公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	昭和飛行機グループは、株主・投資家等に対して、関係法令に基づき、当社の財務内容や事業活動状況等の経営情報を適時的確に開示することとしております。社内体制や開示手続きにつきましては、本報告書「Ⅴ その他 2. その他のコーポレートガバナンス体制等に関する事項」に記載のとおりです。
その他	社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、当社では以下のように取り組んでおり、今後も更に改善していく予定です。 企業主導型保育園の設置等の各種子育て支援制度、全社員の育児休職取得の支援、部門単位での定時退社日の設定等による所定外労働時間削減、誕生日休暇・オプション休暇・リフレッシュ休暇などの諸休暇制度のPR活動や一斉年休取得日の日数増加等。 また、女性が更に活躍できる雇用環境の整備を行うため、以下のように取り組んでおります。 女性労働者の受け入れ態勢の整備、能力開発支援を目的としたキャリア研修を実施、女性求職者に対する積極的な広報活動。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムの構築は、当社の規模・特色を考慮した効率的で適法な企業体制確立のため、昭和飛行機グループ全体で可及的速やかに実行すべきもの、また、不断の見直しによって改善を図るものとして、今後の指針を示すものであります。具体的な推進事項を以下の8つの項目に分けて定めております。現在の決議内容は以下の通りです。(最終改正決議日2015年3月27日)

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備

- (1) 当社は、取締役、従業員を含めた全構成員のための企業行動憲章を定め、反社会的勢力との関係遮断を宣し、そのための体制を整備するなど、コンプライアンスの推進に努める。
- (2) 財務報告の信頼性確保のため、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある会計処理に係る手続き及び組織体制を整備する。
- (3) 取締役会については、取締役会規程により、適切な運営を確保し、月1回開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督する。
また、コーポレートガバナンスを一層強化するため、当社及び子会社からなる企業集団としての有効なリスク管理体制、実効性ある内部統制システム及びコンプライアンス体制の確立に努め、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。
- (4) 取締役会には監査役も出席し、決議に関し適法性並びに妥当性を監査する。
また、監査役並びに監査役会が行うリスク管理体制、内部統制システム及びコンプライアンス体制の有効性等に関する監査報告に基づき、問題の早期発見を図る体制の整備とその是正に努める。
- (5) 当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査基準及び監査方針に従い、各監査役が監査を行う。
- (6) 社外取締役の選任により、経営に対する監督強化を図る。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制整備

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程等に基づき適切かつ効率的に保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。
- (2) 取締役及び監査役は、これらをいつでも閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理(リスク管理)に関する規程その他の体制整備

- (1) 当社は、リスク管理に関する総合的な規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。子会社を含め予想されるリスクを認識・評価し、その回避・軽減等の適切な対応を図る。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置して迅速に対応し、損害の拡大の防止かつ最小限に止める体制を整備し、推進する。
- (3) 代表取締役社長に直属する部署として監査部を設置する。監査部は、年間の監査計画に従って監査を実施するとともに、必要に応じ業務監査実施項目及び実施方法を見直す。
- (4) 監査部の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、直ちに代表取締役、担当役付取締役、コンプライアンス委員会及び監査役に通報される体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制整備

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われるため、取締役会は取締役会規程等に基づいて適正に開催し、その際には、取締役会規程に定められている事項はすべて取締役会に付議することを遵守し、経営判断に必要な資料を適正に配布する。
- (2) 社長、常勤取締役、その他関係部門長及び常勤監査役によって構成する経営会議を月2回程度の定時及び臨時に開催し、取締役会の決議を基に具体的な事項を決定する。
経営戦略の基本方針、短期経営計画、事業の再構築、新規事業分野への進出等経営に重大な影響を与える重要事項に関し、総合的に充分な審議のもとに意思決定するため、経営会議とは別に経営戦略会議を設置する。
- (3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織及び業務に関する規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きについて定める。
- (4) 業務執行についてはIT技術を最大限活用し、効率化を図るとともにシステムの監視機能を強化する。
- (5) 業務執行取締役は、各経営会議体にて審議、決定された方針に基づき、責任と権限をもって効率的な業務執行を行い、その執行状況について3か月に1回、取締役会に報告する。
- (6) 経営計画のマネージメントについては、取締役会において中期的な目標を踏まえて短期経営計画を決議し、各取締役がその達成に向け、担当する部門の立案した具体策の進捗状況を把握・管理し着実な実行を図る。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、企業行動憲章及びコンプライアンス推進規程を定める。
- (2) 担当取締役を委員長にコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守体制の構築・維持・向上を推進するとともに、各組織に推進担当者を置いて、法令遵守及びモラル意識の向上のための体制を整備し、推進する。
- (3) 内部監査部門として執行部門から独立した監査部を置き、業務監査を通じて法令、社内規程等の遵守状況を検証し、不備があれば指導・是正する。
- (4) 法令定款違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部相談窓口を整備する。
- (5) 当社は、財務情報その他経営に重大な影響を与える重要な企業情報の透明性と信頼性の確保に努め、関係法令及び金融商品取引所規則等に基づき開示を求められる企業情報について適時的確に開示する。
- (6) 監査役は当社の法令遵守体制及び内部相談窓口の運用に問題があると認めるときは、改善策の策定を求める。

6. 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制整備

- (1) 子会社経営管理規程が、事業内容に応じて子会社の経営管理を担当する当社の所管部署を定める。また、同規程が定める決裁及び報告基準などに基づいて子会社の経営管理を行う。
- (2) 取締役は、子会社において、法令定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに監査役に報告する。
- (3) 子会社において、業務又は業績に影響を与える重要な事項や、法令定款違反その他、コンプライアンス上問題があると認められる事案が発生した場合は、監査役又はコンプライアンス委員会事務局に速やかに報告する。コンプライアンス委員会事務局に報告があった場合は、直ちに監査役に報告する。
- (4) コンプライアンス委員会は子会社における業務の適正を確保することを目的とし、そのために子会社全てに適用する行動指針として、企業行動憲章及び企業行動規範を定め、この基本理念をもとに各子会社は法令遵守に努める。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者の任命、解任、人事異動等については監査役会の同意を得た上で決定し、取締役からの独立性を確保する。

監査役補助者が兼務者の場合は、監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないものとし、監査役補助者の所属長は、かかる兼務者の職務量やスケジュール配分に十分に配慮する。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制整備

(1) 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項、方法及び時期等についての規程を定め、当該規程に基づき、取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

(2) 内部通報相談窓口の適切な運用を図り、法令定款違反その他のコンプライアンス上の問題が発生した場合には、監査役へ適切な報告がなされるための体制を整備する。また、相談者の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。

(3) 監査役は、必要に応じ、法律・会計等の専門家に相談することができ、その費用は業務遂行に係る経費を含め会社が負担する。

(4) 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図る

(5) 取締役は、監査役が会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役との連携を通して、実効性ある監査が行えるよう協力する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令の遵守はもとより広く社会一般から求められている価値観や倫理観に基づいて、誠実かつ責任を持って行動するため昭和飛行機グループ企業行動憲章を定め、その中で反社会的勢力と付き合わないことを宣しております。具体的な行動規範を以下の3つに分けて定めております。

(1) 暴力団排除三原則(「金を出さない」「利用しない」「恐れない」)を肝に銘じ、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体・個人とは一切関係を持ちません。特に役員は、これら反社会的勢力を恐れることなく、従業員の手本となるよう率先して行動します。

(2) 反社会的勢力などから違法・不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭などを渡すことで解決を図ったりしません。また、会社またはみずからの利益を得るために、反社会的勢力を利用しません。

(3) 昭和飛行機グループは、反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある取引先とは、いかなる取引も行いません。また、外部への対応につきましては総務部に一元化しており、地区警察署及び特殊暴力防止協会と連携を図りながら対処することとし、普段から反社会的勢力に関する情報収集に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1)当社のコーポレートガバナンス体制について

当社のコーポレートガバナンス体制図は添付図のとおりです。

(2)適時開示体制の概要

(a) 適時開示に関する基本方針

当社及び昭和飛行機グループは、コンプライアンス推進のため企業行動憲章及び行動規範を定めており、行動規範「第4 株主・投資家との関係」の中で、以下のとおり経営情報の開示に関する基本方針を定めております。

昭和飛行機グループは、株主・投資家等に対して、関係法令に基づき、当社の財務内容や事業活動状況等の経営情報を適時的確に開示するとともに、IR活動を重視し、会社の経営理念・経営方針を明確に伝え、それらに対する意見・批判を真摯に受け止めます。

本基本方針を社内HPに掲載し社内に周知するとともに、コンプライアンス教育の一環として、コンプライアンスに係る資格試験の受験、また、コンプライアンスに係る通信教育等を行うことで本基本方針の啓蒙を図っております。

当社グループの事業は、製造、不動産賃貸、ホテル・スポーツ・レジャー等多岐にわたっており、事業毎に適時開示に該当する可能性が高い項目について、特に留意して内部情報の管理を行っております。

また、本基本方針及び「内部者取引防止規程」に基づき、以下のとおり経営者自らが社内体制を整備し、タイムリーディスクロージャーに努めております。

(b) 規程及び社内体制の整備の状況

当社は、会社情報の適時開示を確実にかつ遅滞なく実施することにより、役職員によるインサイダー取引の未然防止を図るため「内部者取引防止規程」を制定しています。

当該規程においては、金融商品取引法第166条第2項に基づき、当社及び子会社の経営及び業務等に関する重要な情報を内部情報として別表方式で定めています。

そして、総務部担当取締役を統括責任者に任命し、統括責任者を補佐するために総務部を統括責任部署として設置して、内部情報を一元的に管理しています。

また、統括責任部署である総務部の部長は、内部情報が漏れなく統括責任部署に集約される体制を取っています。

(c) 内部情報の開示手続き

内部情報及び東京証券取引所の定める適時開示規則により開示が要請されている会社情報につきましては、以下のとおり開示手続きを取っております。

(i) 決定事実

東京証券取引所が定める「決定事実」につきましては、取締役会事務局である総務部が、事前に取締役会付議情報を入手し、統括責任者（総務部担当取締役）及び統括責任部署（総務部）が適時開示の必要性につき判断しております。適時開示が必要と判断した場合、統括責任部署が開示資料を作成し、取締役会の決議後、速やかに、統括責任者の指示に基づき、統括責任部署と経理・財務部が協同してTD-netにより開示しております。

また、東京証券取引所への情報取扱責任者に任命されている経理・財務部担当取締役または経理・財務部より東京証券取引所への説明を行っています。

添付図1＜決定事実の報告、公表体制図＞

(ii) 発生事実

東京証券取引所が定める「発生事実」につきましては、発生事実該当と思われる事態が生じた場合、当該事実発生部門から統括責任者または統括責任部署に連絡が行われます。統括責任者及び統括責任部署は、当該事実の詳細を確認し、適時開示の必要性につき判断いたします。適時開示が必要と判断した場合、速やかに統括責任部署が開示資料を作成し、社長が適時開示の最終決定を行い、統括責任部署と経理・財務部が協同してTDnetにより開示することとしております。

なお、取締役会決議が必要な場合は、上記(i)と同じ手続きを取ります。

添付図2＜発生事実の報告、公表体制図＞

(iii) 決算情報

東京証券取引所が定める「決算」情報につきましては、経理・財務部が開示資料を作成しております。

決算情報のうち決算短信及び四半期決算短信につきましては、取締役会の決議後、速やかに、経理・財務部がTD-netにより開示しており、東京証券取引所への情報取扱責任者に任命されている経理・財務部担当取締役または経理・財務部より東京証券取引所への説明を行っています。業績予想及び配当予想の修正につきましては、前回発表した予想値に対し適時開示規則上開示が必要な差異が生じた場合、経理・財務部担当取締役が経営会議に報告後、経理・財務部がTD-netにより開示しており、東京証券取引所への説明につきましては決算短信等と同様に行っております。

添付図3＜発生事実の報告、公表体制図＞

(iv) 子会社情報

東京証券取引所が定める子会社に係る内部情報につきましては、子会社の管理を担当する部門が、各子会社より情報を入手します。

子会社の決算に関する情報は、子会社から経理・財務部に報告されます。経理・財務部は、上記(iii)に準じた取扱いをします。

その他の情報につきましては、子会社管理担当部門から統括責任者及び統括責任部署に連絡されます。統括責任者及び統括責任部署は、子会社管理担当部門と協同して当該事実の詳細を確認し、適時開示の必要性につき判断しております。適時開示が必要と判断した場合、統括責任部署が開示資料を作成し、社長が適時開示の最終決定を行い、統括責任部署と経理・財務部が協同してTD-netにより開示することとしております。

なお、取締役会決議が必要な場合は、上記(i)と同じ手続きを取ります。

添付図4＜子会社情報の報告、公表体制図＞

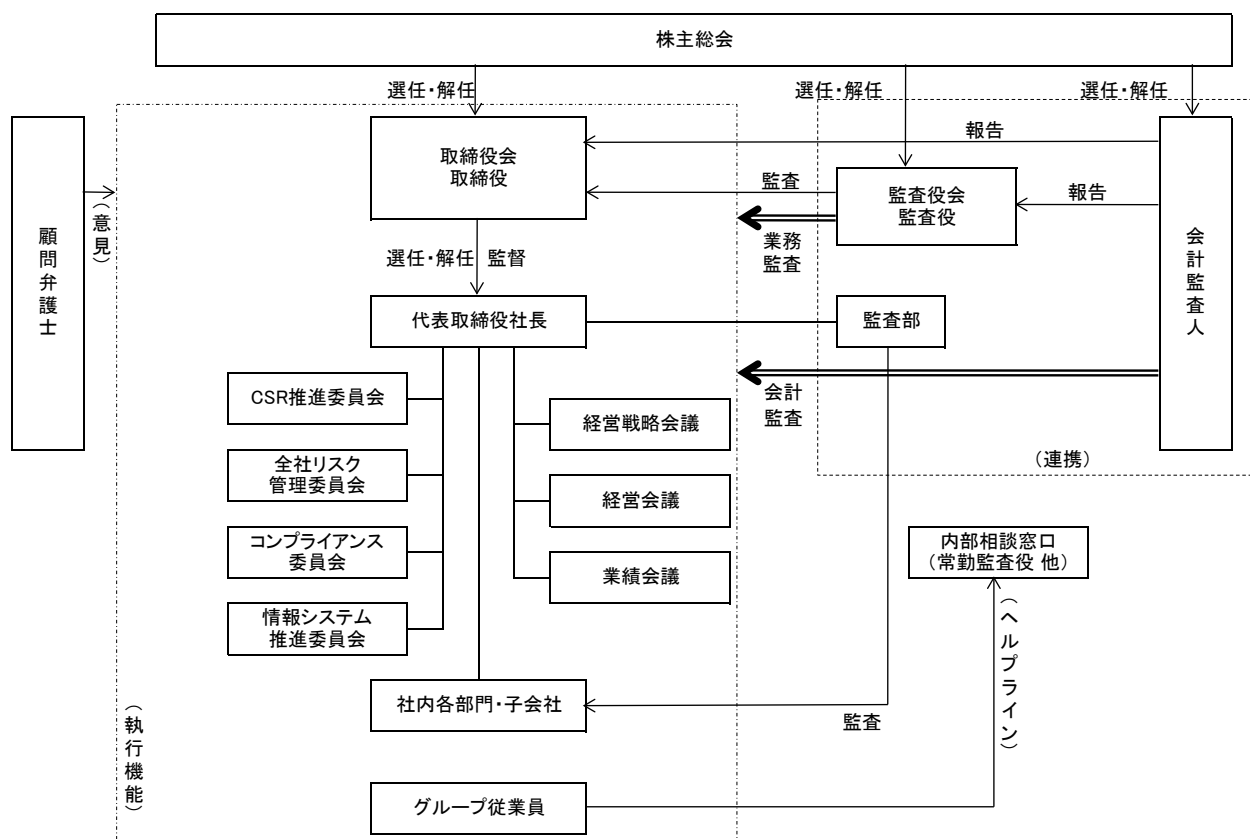
(d) 開示内容のチェック機能

統括責任部署においては、内部情報発生部門と連絡を密に取り、開示内容の正確性の確保、公表の時期の適正化を図っております。

特に、決算内容については、会計監査人の監査を受けたうえで発表しています。

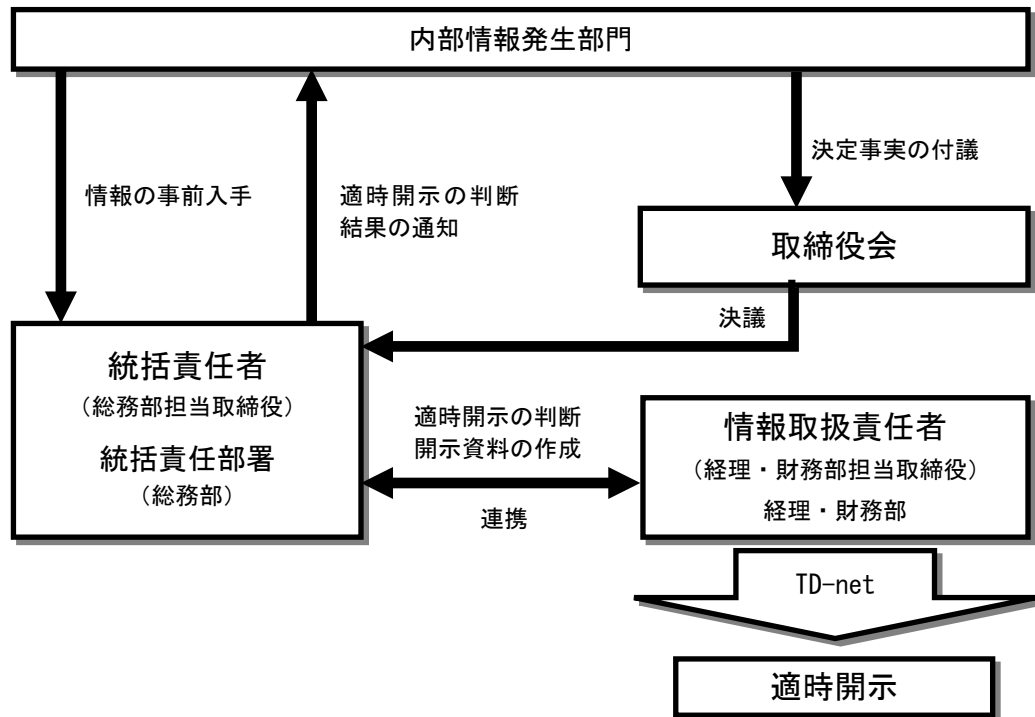
また、監査役は、取締役会に出席するとともに、積極的な監査を実施することで、取締役会との内部牽制による業務の適正化を推進しています。これらのチェック機能により、当社の開示内容の適正化を図っています。

(1) 昭和飛行機工業(株) コーポレートガバナンス体制図

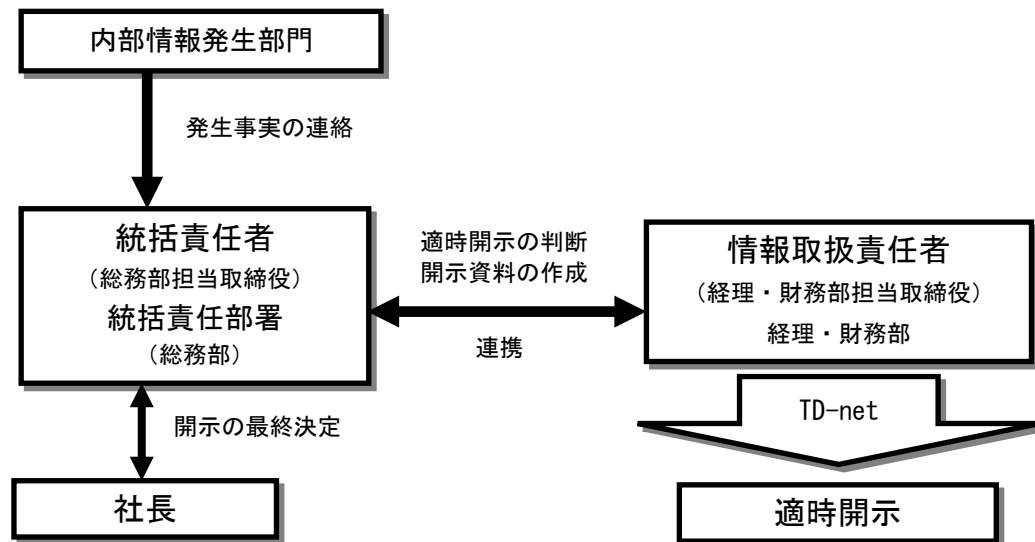


(2) 適時開示体制の概要

添付図 1＜決定事実の報告、公表体制図＞

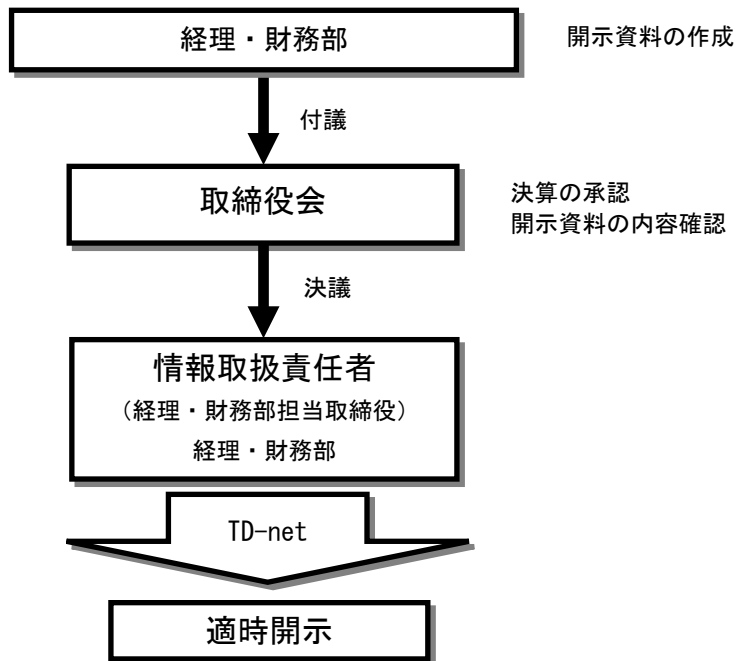


添付図 2＜発生事実の報告、公表体制図＞

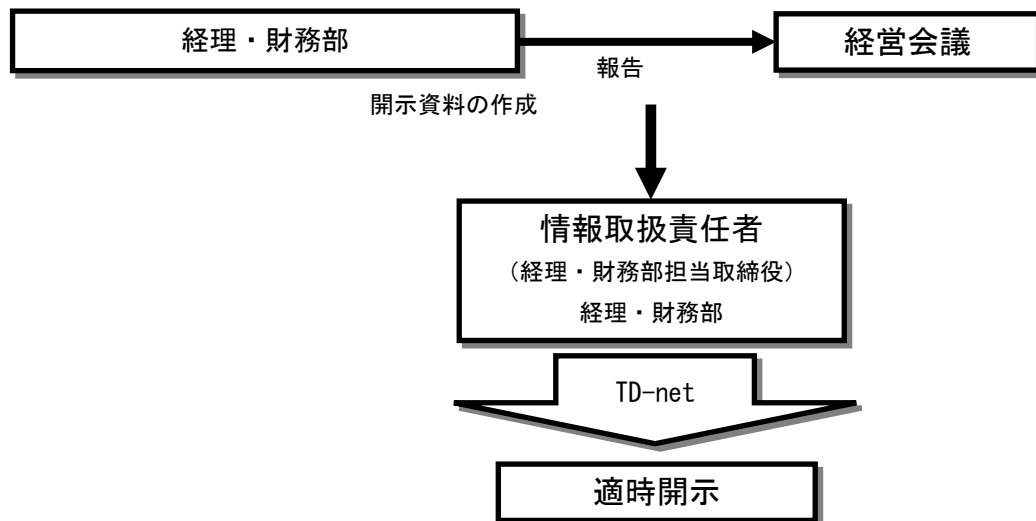


添付図 3＜発生事実の報告、公表体制図＞

① 決算短信、四半期決算短信

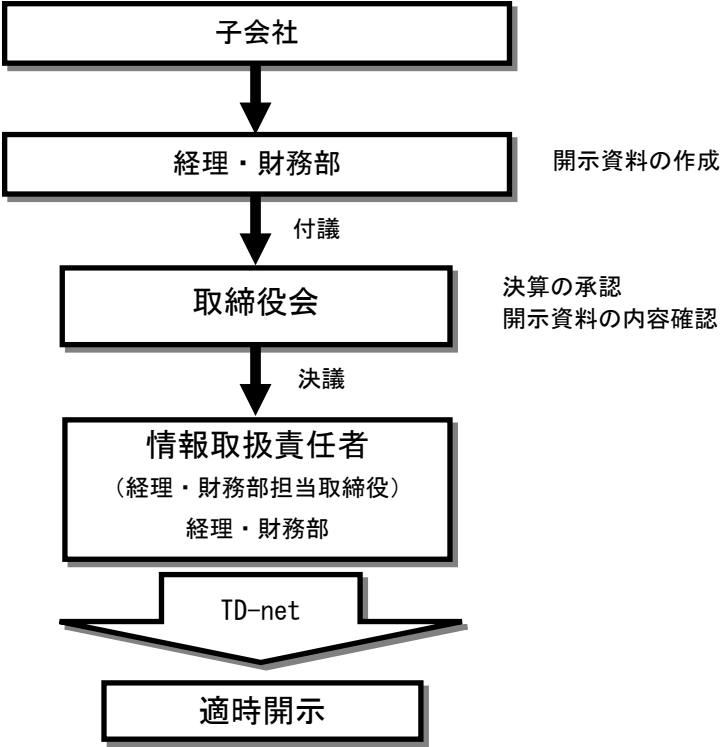


② 業績予想、配当予想の修正



添付図 4＜子会社情報の報告、公表体制図＞

① 決算に関する情報



② その他の情報

